

平成29年第1回砂川市議会定例会

平成29年3月9日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 7号 平成29年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成29年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 7号 平成29年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成29年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		辻 勲 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子

砂川市農業委員会会長 渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	熊 崎 一 弘
市 民 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
病 院 事 務 局 審 議 監	朝 日 紀 博
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 河 原 希 之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 堀 田 一 茂

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐 々 木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第7号 平成29年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成29年度砂川市病院事業会計予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第7号 平成29年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成29年度砂川市病院事業会計予算の16件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第13号、14号、15号、16号、17号、19号、23号を順次ご説明申し上げます。

まず初めに、議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げます。公職選挙法施行令において規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方により、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に基準額の見直しについて検討されますが、平成26年4月に消費税が5%から8%へ増税されたことを踏まえ、昨年4月に国政選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、これに準じ関係条例を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部改正であります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の定めであり、第2号ア

中、1万5,300円を1万5,800円に、同号イ中、7,350円を7,560円に改めるものであります。

第8条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の定めであり、同条中、510円48銭を525円6銭に、14万4,382円を14万9,266円に改めるものであります。

第2条は、砂川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正であります。

第5条は、公費負担の限度額の定めであり、同条中、7円30銭を7円51銭に改めるものであります。

続きまして、7ページ、議案第13号附属説明資料ナンバー2の公費負担限度額改正の概要についてご説明申し上げます。なお、表の構成につきましては、左から関係条文、改正項目、現行の限度額、改正後の限度額、引き上げ額となっております。

上段は、砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例であり、第4条第2号アは自動車の一般運送以外の借り入れ契約について限度額を1万5,300円から1万5,800円へ500円引き上げ、第4条第2号イは自動車の燃料供給の契約について限度額を7,350円から7,560円へ210円引き上げるものであります。

第2条及び第4条第1号の自動車の一般運送契約並びに第4条第2号ウの運転手の雇用契約については、国の改正がないため据え置くものであります。

第8条は、ポスターの作成について、印刷に係る紙代等である流動経費の単価を510円48銭から525円6銭へ14円58銭引き上げ、企画料、デザイン料、スチール撮影料である固定経費の単価を14万4,382円から14万9,266円へ4,884円引き上げるものであり、この改正により市内のポスター掲示場を104カ所とした場合の1枚当たりの単価は1,899円から1,961円へ62円引き上げとなるものであります。

下段は、砂川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例であり、第5条はビラ作成の印刷費の単価について、7円30銭から7円51銭へ21銭引き上げるものであります。

なお、これらの限度額の設定について、本市では当該条例の制定時よりポスター作成の固定経費以外は国の基準に準拠の上定めているものであり、独自の単価であるポスター作成の固定経費についても公営単価の改正趣旨を踏まえ、消費税率の3%引き上げ相当分及び賃金の上昇率を加算して算定したところであります。

次に、5ページにお戻りいただきたいと存じます。附則の第1項としてこの条例は、公布の日から施行するものであり、2項としてこの条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。

なお、9ページから10ページにかけて参考資料といたしまして道内34市における当

該条例の改正状況を記載しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由であります、審議会の庶務を行う課を新たに設置する課に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第7条は、庶務の定めであり、同条中、市長公室課を庁舎建設推進課に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由であります、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正され、条項の変更及び個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報の情報連携の範囲が拡大したことから、当市においても引用条項の整理、市長と教育委員会の間において情報連携する特定個人情報を追加するため条例を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては5ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。

第19条は、訂正又は削除の請求の定めであり、第3項第4号中、第28条を第29条に改めるものであります。

第19条の2は、利用停止の請求の定めであり、第2項第4号中、第28条を第29条に改めるものであります。

第2条は、砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

第1条は、趣旨の定めであり、同条中、第19条第9号を第19条第10号に改めるものであります。

第5条は、特定個人情報の他の機関への提供の定めであり、第1項中、第19条第9号を第19条第10号に改めるものであります。

第5条の表は、特定個人情報の他の機関への提供に当たり第1欄に掲げる照会機関が第3欄に掲げる提供機関に対し、第2欄に掲げる事務を行うために必要な第4欄に掲げる特定個人情報について規定しておりますが、2の項の教育委員会が行う学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務について、新たに生活保護法の保護の実施等に関する情報、市町村税で個人に係るものに関する情報を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし第1条の改正規定並びに第2条中第1条及び第5条第1項の改正規定は、平成29年5月30日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長事務部局の職員及び診療体制の充実強化に伴う市立病院の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、市長の事務部局の職員定数の増員は、国民健康保険の特定健診受診率の向上に伴う栄養指導対象者の増加を踏まえ、ふれあいセンターにおける健康づくり及び栄養、食生活改善に向けた取り組みなどをより一層推進するため、管理栄養士を配置する予定であることから、国民健康保険事業会計に属する職員定数を1人増員するものであります。

次に、市立病院の職員定数の増員は、高度専門医療を提供するとともに、急病や重症患者などに対する救急医療体制の維持を図るため、多様な働き方をする職員が疲弊することなく働き続けることができる職場環境をつくることを目的に、医師及び看護職員などの医療従事者を確保する必要があることから、市立病院の職員定数を45人増員するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第1号の市長の事務部局の職員定数について15

9人を1人増員し、160人に改めるものであります。その内訳であります。ウの国民健康保険事業会計に属する職員定数について5人を1人増員し、6人に改めるものであります。

次に、第7号の市立病院の職員定数について705人を45人増員し、750人に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行の第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に新たに1条を加え、第2条の2とし、育児休業法第2条第1項の条例で定める者として、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員、児童の親等の意に反するため、養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る、に委託されている当該児童とすることを定めることにより、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

次に、第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情についての定めであり、第1号を育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと、ア、死亡した場合、イ、養子縁組等により職員と別居することとなった場合に改め、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第2号として、育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと、ア、前号ア又はイに掲げる場合、イ、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合を加えるものであります。

次に、第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場

合であっても育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての定めであり、第1号を育児短時間勤務をしている職員が、産休の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったことに改め、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第2号として、育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより、当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったことを加えるものであります。

第3条及び第11条の改正につきましても、育児休業等の対象となる子の範囲を見直すことに伴う改正であります。

第16条は、部分休業の承認についての定めであり、育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとなっていました。新たに介護時間が制度として新設されたことから、育児時間または介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間または介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものに改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては11ページ、議案第19号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第18条の3の改正は納税証明事項の定め、第18条の4の改正は納税証明書の交付手数料の定めであり、いずれも軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定であります。

第19条の改正は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の定めであり、引用条項等の追加に伴う条文整理であります。

第34条の4の改正は、法人税割の税率の定めであり、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、法人税割の税率について100分の12.1を100分

の8. 4にする改正規定であります。

第80条第1項及び第2項の改正は、軽自動車税の納税義務者等の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴う環境性能割及び種別割の納税義務者の改正規定であります。

第80条第3項の改正は、同条第1項及び第2項と同様の定めであり、引用条項の変更等及び軽自動車税における環境性能割の導入に伴う条文整理であります。

80条の2の改正は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の定めであり、条文の移動に伴う条の削除であります。

第81条の改正は、軽自動車税のみならず課税の定めであり、軽自動車税及び環境性能割の納税義務者としてみなす者の改正規定であります。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の定めであり、条文の移動に伴う条の追加であります。

第81条の3は、環境性能割の課税標準の定めであり、環境性能割の課税標準について、初めて道路運送車両法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車にあっては、販売価格とし、初めて道路運送車両法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車にあっては、初めて車両番号の指定を受けたときにおける価格に総務大臣が定める割合を乗じて得た額とする条文追加であります。

第81条の4は、環境性能割の税率の定めであり、環境性能割の税率について、ガソリン軽自動車で乗用車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少なく、平成32年度燃費基準を満たすもの及び車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少なく、平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能のよいもの、100分の1に、ガソリン軽自動車で乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少なく、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能のよいもの、100分の2に、法第446条第1項及び前2号の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車、100分の3とする条文追加であります。

第81条の5は、環境性能割の徴収の方法の定めであり、環境性能割の徴収の方法について、申告納付の方法とする条文追加であります。

第81条の6は、環境性能割の申告納付の定めであり、環境性能割の申告納付の方法について規定する条文追加であります。

第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料の定めであり、環境性能割に係る不申告等に関する過料の額及び過料の納期限について規定する条文追加であります。

第81条の8は、環境性能割の減免の定めであり、環境性能割の減免対象軽自動車について、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等のうち、市長が必要と認めるものとする条文追加であります。

第82条の改正は、軽自動車税の税率の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定及び条文整理であります。

第83条の改正は軽自動車税の賦課期日及び納期の定め、第85条の改正は軽自動車税の徴収の方法の定めであり、それぞれ軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定であります。

第87条の改正は、軽自動車税に関する申告又は報告の義務の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定及び地方税法施行規則の一部改正による引用条項等の変更に伴う条文整理であります。

第88条の改正は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第89条の改正は軽自動車税の減免の定め、第90条の改正は身体障害者等に対する軽自動車税の減免の定めであり、それぞれ軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定及び条文整理であります。

第91条第2項の改正は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第91条第6項の改正は、同条第2項と同様の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、軽自動車税を種別割にする改正規定であります。

附則第7条の3の2の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を2年延長する改正規定であります。

附則第19条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の定めであり、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、当分の間、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする条文追加であります。

附則第19条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の定めであり、軽自動車税の環境性能割の減免の特例として、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車を減免対象軽自動車とする条文追加であります。

附則第19条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例の定めであり、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例として、当分の間、第81条の6の規定中市長とあるのは北海道知事とする条文追加であります。

附則第19条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の定めであり、

軽自動車税の環境性能割に係る北海道へ交付する徴収取扱費の交付額は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に100分の5を乗じて得た金額及び北海道に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を北海道が還付し、または充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額及び北海道が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額の合計額とする条文追加であります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の定めであり、軽自動車税の環境性能割の税率の特例として、当分の間、営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、同条第1号中100分の1は100分の0.5に、同条第2号中100分の2は100分の1に、同条第3号中100分の3は100分の2とし、自家用の3輪以上の軽自動車に対する同条第3号の規定の適用については、100分の3は100分の2とする条文追加であります。

失礼いたしました。今まで附則第15条の2を19条と間違えて読んだところでございます。15条の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。附則第19条としましたが、第15条の誤りでございます。訂正いたします。申しわけございません。

16ページになります。附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入等に伴う条文整理及び第2項から第4項までを削除する改正規定であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成26年9月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものであります。

附則第5条の改正は、軽自動車税に関する経過措置の定めであり、軽自動車税における環境性能割の導入等に伴う条文整理であります。

次に、第3条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成27年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものであります。

附則第5条の改正は、市たばこ税に関する経過措置の定めであり、引用条項等の追加に伴う改正規定であります。

次に、第4条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成28年4月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものであります。

第34条の4の改正は、法人税割の税率の定めであり、施行期日の延期により条文を削除する改正規定であります。

附則第1条の改正は、施行期日の定めであり、施行期日の延期による条文の削除及び号の移動等に伴う改正規定であります。

附則第2条の改正は、市民税に関する経過措置の定めであり、施行期日の延期による項の移動等に伴う改正規定であります。

次に、第5条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成28年9月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものであります。

第80条第3項の改正は軽自動車税の納税義務者等の定め、第91条第2項の改正は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の定めであり、いずれも施行期日の延期により条文を削除する改正規定であります。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、一定の環境性能を有する4輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例の適用期間を1年延長する改正規定及び条文整理であります。

次に、8ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行するものであります。ただし、第5条中附則第16条の改正規定は平成29年4月1日から、附則第7条の3の2の改正規定を除く第1条、第2条及び第3条の改正規定は、平成31年10月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであります。改正に関する部分は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用するもので、平成31年10月1日以前に開始する事業年度分までは、なお従前の例によるものであります。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成29年度以後から適用するもので、平成28年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

改めまして訂正をさせていただきます。議案の14、15ページの附則第15条の2から第15条の5という項目がありますけれども、全て附則第19条の2から第19条……

〔何事か呼ぶ者あり〕

本来附則第15条の2からそれぞれ第15条の5まで言うべきものを19条と読み間違えました。訂正いたします。失礼いたしました。

続きまして、議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に搭載されていない新たな事業を追加する

ため、変更を行うものであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。変更部分にアンダーラインを表示しております。

砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）であります。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（3）計画の表中、自立促進施策区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名、（1）高齢者福祉施設に老人ホーム、事業内容に特別養護老人ホーム整備事業を、事業主体に社福を追加するものであります。

また、6、医療の確保の（3）計画の表中、自立促進施策区分の5、医療の確保の事業名に（4）その他を加え、事業内容に市立病院医師住宅整備事業を、事業主体に砂川市を追加するものであります。

次に、3ページになります。7、教育の振興の（3）計画の表中、自立促進施策区分の6、教育の振興のうち、事業名、（1）学校教育関連施設に給食施設を、事業内容に学校給食センター備品整備事業を、事業主体に砂川市を追加するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、手数料徴収事項の根拠法令及び根拠事項等を改めるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

手数料を定める別表第2（第2条関係）を改めるものであり、33の項中イについて「エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は」を削るものであります。

4ページをごらん願います。エについて「ウの場合において、調査機関審査」を「ウの場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項において「判定機関審査」という。）」に、キについて「カの場合において、

調査機関審査」を「カの場合において、判定機関審査」に改めるものであります。

5ページをごらん願います。34の項中ウについて「エネルギー使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は」を削るものであります。

6ページをごらん願います。オについて「エの場合において、調査機関審査」を「エの場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項において「判定機関審査」という。）」に改めるものであります。

7ページをごらん願います。クについて「キの場合において、調査期間審査」を「キの場合において、判定機関審査」に、ケについて「の規定にする額」を「に規定する額」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に計画の認定を申請するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、国が低所得者対策として実施している第1号保険料の軽減措置が継続されるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、保険料率の定めであり、同条第2項の現行「及び平成28年度」を改正後は「から平成29年度まで」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与制度の改正に準じ、病院事業職員の扶養手当に係る規定の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、

議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、扶養手当の支給範囲の定めであり、第4条第2項第2号中「、孫及び弟妹」を削り、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 平成29年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121億2,500万円と定めるものであります。この予算は、平成28年度当初予算と比較いたしますと6億9,000万円の増となり、対前年比で6.0%の増となったところであります。

第2条は、継続費であります。8ページ、第2表、継続費に記載のとおり、2款総務費、1項総務管理費の基本構想・基本計画策定支援業務委託750万6,000円について平成28年度、平成29年度の2カ年の継続事業として、総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。9ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、市史編さん委託について期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を3,099万6,000円、電算システム機器購入について期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を7,841万7,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。10ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公共事業等債以下5件について限度額の合計を14億7,840万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一管内で各項の間の経費の金額を流用するこ

とができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の30ページに平成29年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明してまいります。

歳出のほうから説明いたしますので、34ページをお開きいただきたいと思います。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明してまいります。

1款議会費は1億143万1,000円で、前年度と比較して96万9,000円の増となります。

1目議会費の一つ丸、議会の運営に要する経費で備品購入費21万5,000円は、議会のICT化を進める中で議員活動における情報収集や資料印刷等に活用するため、パソコン、プリンター等の整備をするものであります。

2款総務費は4億5,747万8,000円で、前年度と比較して977万5,000円の増となりますが、主な要因につきましては、工事請負費の旧豊沼中学校鉄筋コンクリート校舎解体工事、旧南学童保育所解体工事で3,407万1,000円の増、参議院議員選挙経費1,142万2,000円の減によるものであります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の一つ丸、秘書事務に要する経費で備品購入費14万円は、市長室バックボードをデザイン、サイズを見直し、更新するものであります。同じく一つ丸、庶務事業に要する経費で備品購入費8万3,000円は、庁舎に掲揚している市旗が消耗しているため更新する経費であります。同じく二重丸、庁舎建設の検討に要する経費734万6,000円は、庁舎の建てかえに向けた検討を進めるため庁舎建設の基本的な考え方、具体的な整備方針の検討、さらに審議会運営支援なども加えた基本構想、基本計画の策定支援業務について継続事業の2カ年目として委託する経費であります。同じく二重丸、市史編さんに要する経費93万8,000円は、平成2年度に「私たちの砂川市史」を発刊以来、既に26年が経過していることから、平成元年度以降の出来事を取りまとめ、市史として編さんをする中で長く後世に継承していくために編さん事業を委託するもので、債務負担行為として5年の事業として委託する経費及び市史編さん委員会委員の委員報酬その他の経費であります。

4目会計管理費の一つ丸、会計事務に要する経費で備品購入費18万1,000円は、指定金融機関との会計データの授受について新たにデータ転送サービスを利用するため、専用のパソコン、ファームバンキングソフトなどが必要となることから、それらの購入費

用であります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で工事請負費5,807万1,000円は、旧豊沼中学校鉄筋コンクリート校舎解体工事は平成7年3月閉校後、建物の老朽化が進んでおり、今年度は鉄筋コンクリート校舎を解体するものであり、旧南学童保育所解体工事は、平成28年3月末に廃止後、建物の老朽化が進んでおり、危険な状態にあることから解体するものであり、庁舎整備基金積立金300万円は、基金の運用利息の積み立てを行うものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で備品購入費18万5,000円は、公用車にドライブレコーダーを計画的に配備し、職員の安全運転への意識向上を図るとともに、事故等の際に適切な対応につなげるためにドライブレコーダーを購入するもので、車両購入費125万7,000円は、市有車両の更新基準に基づき公用車1台を更新するものであり、軽自動車1台の購入費であります。

8目交通安全推進費で二重丸、運転免許証自主返納サポート事業に要する経費77万1,000円は、新たな交通安全対策として運転に不安のある者の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、自主返納した者に対しふくろうカード商品券1万円分と乗合タクシー利用券3,000円分を交付する経費及び夜光反射材などの交通安全資材の購入に係る経費であります。同じく一つ丸、市営駐車場の維持に要する経費で市営駐車場街灯設置工事費21万9,000円は、高速バスを利用する者の利便性の向上及び防犯対策として街灯を設置する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で機器更新委託料54万円及び機器廃棄処理委託料28万5,000円は、機器更新に当たり新たな機器の導入に伴う更新委託料と旧機器の廃棄処理をする経費であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で電算システム機器購入費15万3,000円は、総合行政情報システムは平成22年度に機器を導入しており、保守サポート期間が満了したことから機器一式の更新を行うものであります。なお、これに係る経費は5カ年の債務負担で支払いをする予定であります。同じく二重丸、公会計システムに要する経費1,014万4,000円は、平成29年度から統一的な基準による財務書類を作成し、財政分析を行うために必要な公会計システムの導入業務委託料及び財務書類検証分析業務委託料であります。

13目まちづくり推進費の一つ丸、スマートインターチェンジの利用促進に要する経費で周辺交通量データ集約、分析業務委託料50万8,000円は、砂川SAスマートインターチェンジの利用促進を図るため、整備効果の検証を継続して行うための経費であります。同じく一つ丸、定住自立圏構想の推進に要する経費で中空知就業・移住支援事業負担金70万円は、中空知定住自立圏5市5町で取り組む仕事の魅力発信と総合的な就業、移住事業の実施に伴う負担金であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で滞納管理システム機器更新委託料

152万1,000円は、現在の滞納管理システムが平成22年度に導入しており、機器の更新時期であることから更新を委託する経費であります。

3款民生費は21億3,902万2,000円で、前年度と比較して1億6,625万5,000円の増となりますが、主な要因につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム建設費補助金2億円の増、幼稚園保育料負担軽減補助金1,146万4,000円の増、施設型給付事業に要する経費4,571万7,000円の増、臨時福祉給付金支給事業に要する経費2,022万1,000円の減、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に要する経費1,697万1,000円の減、生活保護費1,568万6,000円の減によるものであります。

1目社会福祉総務費の二重丸、障害福祉計画策定に要する経費41万1,000円は、障害者総合支援法により策定が義務づけられている障害福祉サービスの総量や確保の方策を定めた障害福祉計画の平成29年度までの第4期計画が終了するため、平成30年度から32年度までの第5期計画を障害者地域自立支援協議会で協議し、策定する経費であります。

5目老人福祉費の一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費で工事請負費299万4,000円は、老人憩の家利用者の利便性向上のため北光、宮川、空知太の各老人憩の家のトイレを洋式化するためのトイレ改修工事を行う経費であります。同じく二重丸、地域密着型特別養護老人ホーム建設費補助金2億円は、第6期砂川市介護保険事業計画に基づき地域住民が地元地域で安心して暮らせる環境と家族介護の負担軽減を図るため、地域密着型特別養護老人ホームの建設整備を行う社会福祉法人に対し事業費の一部を補助するものであります。

1目児童福祉費の二重丸、幼稚園保育料負担軽減補助金1,146万4,000円は、市内の私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を受ける私立幼稚園に移行となり、国の上限額により市が定めた保育料を適用すると保育料が上がる保護者がいること、また市独自事業として多子軽減制度を拡大し、幼稚園就園奨励費を補助していたことから、新制度に移行後においても保護者の負担がふえないよう保育料の増額分及び多子軽減制度の拡大分について補助するものであります。同じく一つ丸、ファミリーサポートセンター事業に要する経費でファミリーサポートセンター利用補助金4万円は、ファミリーサポートセンターを安心して利用できることを体験してもらうため、1歳6カ月健診時に無料お試しクーポンを配付し、利用促進を図るものであります。

次に、35ページになります。4目特定教育施設費の二重丸、施設型給付事業に要する経費4,571万7,000円は、市内の私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を受ける私立幼稚園に移行することに伴い、これまで北海道を通じて公費負担されていた私学助成にかわり、施設型給付費負担金として国、道の交付金と合わせ市から一括して交付するものであります。同じく二重丸、一時預かり事業に要する経費206

万6,000円は、私立幼稚園が新制度に移行することから、これまで当該幼稚園が行っていた預かり保育事業についても新制度に基づく一時預かり事業（幼稚園型）の制度に移行し、地域子ども・子育て支援事業の一つとして事業実施するための委託料であります。

4款衛生費は6億328万円で、前年度と比較して618万1,000円の減となりますが、主な要因につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,589万1,000円の減、ごみ処理場排水改修工事費1,690万2,000円の減、砂川地区保健衛生組合負担金3,120万5,000円の増によるものであります。

2目予防費の二重丸、がん対策推進に要する経費1,652万4,000円は、砂川市がん対策推進条例の制定を機にさらなるがん対策の推進を図るため、がん予防、早期発見のための正しい知識の普及やがん対策に関する理解と関心を深めるための事業を実施するもので、条例の制定に伴いこれまでのがん検診に加え、より早期のうちに確実な胃がん予防を行うため、胃がんの原因となるピロリ菌の検査、除去を中学生を対象に実施するものであります。

5款労働費は1,627万6,000円で、前年度と比較して524万3,000円の増となります。主な要因は、若年者就労支援事業に要する経費493万9,000円の増であります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費524万2,000円は、若者のキャリアデザインを推進するとともに、企業におけるワークライフバランスの推進や企業の魅力発信を行うことで地元での就職につながる環境づくりを推進するため、講師謝礼、企業PR冊子、映像制作委託料などの経費であります。

6款農林費は8,495万1,000円で、前年度と比較して1,460万円の減となります。主な要因は、農業基盤整備促進事業補助金1,615万円の減であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で農地土壌分析補助金10万2,000円は、有機農業や特別栽培農産物の生産とクリーン農業を実施する農業者に対し土壌分析に係る費用の一部を補助することにより、クリーン農業の促進を図るため農地土壌分析に係る経費の一部を補助するものであり、農作業受委託組織等育成支援事業補助金200万円は、耕作放棄地の発生防止を図るため、農作業受託組織の基盤強化を促進するため機械購入費の一部を補助するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で袋地沼ゲート設備修繕工事費110万4,000円は、農業用水確保のために袋地沼の水位調整をするゲートの水密ゴムの一部が破断し、計画水位を保てないため、新十津川町にも負担を求めゲートの修繕を実施するものであります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で市有林整備委託料248万円は、平成28年度に伐期齢に達した市有林のうち、3.52ヘクタールを皆伐したことから、砂川市森林整備計画に基づき造林し、市有林の整備を図るものであります。同じく一つ丸、

公的分収林整備推進事業費で除間伐委託料14万3,000円は、分収林契約を締結している森林について樹木の成長を促進させるとともに、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、砂川市森林整備計画に基づき除間伐を行うための委託料であります。

7款商工費は1億8,616万3,000円で、前年度と比較して6,115万3,000円の増となります。主な要因は、地域おこし協力隊に要する経費640万7,000円の増、イベント用物品倉庫建設事業費3,606万7,000円の増、ふるさと名物を活用した観光振興事業に要する経費1,194万4,000円の増、オートスポーツランド改善事業に要する経費957万6,000円の増によるものであります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で農商工連携促進補助金10万円は、農業者、商業者及び工業者間の連携を図り、当市の資源を活用して新商品を開発する者に対し、砂川市農商工連携促進助成金交付要綱に基づき補助金を交付するものであり、プレミアム商品券発行事業補助金400万円は、市内における消費の喚起と地域経済の活性化を図るため1セット1万円につき2,000円のプレミアとし、2,000セット発行する商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助するものであり、商店会連合会商品券発行事業補助金200万円は、砂川商店会連合会の主催事業である夏のトリプルチャンス抽せん会、ウインターチャンスセールにおいて発行される商品券の経費及び商店街ゼミナール実施に係る経費を補助するものであります。同じく二重丸、スイートロード事業補助金17万8,000円は、スイートロード協議会が実施するソフト事業に対し経費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費2,129万4,000円は、地域おこし協力隊制度を活用し、商店街の情報発信やまちなか集客のためのイベント等の実施、観光事業の推進等の地域おこし活動に従事してもらうことで定住及び定着を図るとともに、地域の活性化を図るものであります。4名はまちなか集客施設S u B A C oを拠点に活動中であり、新たに観光事業とスイートロードにかかわる業務等を行ってもらうため、2名の協力隊員を増員し6名にするもので、協力隊員の報酬及びその他の経費であります。同じく二重丸、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、地域おこし協力隊が市内で起業するに当たり起業に要する経費の一部を補助金として交付し、協力隊員の起業を支援する経費であります。

3目観光費の二重丸、イベント用物品倉庫建設事業費3,606万7,000円は、イベント用の物品を保管している旧豊沼中学校の解体が行われるため、新たな保管場所が必要となったことから物品倉庫を建築するものであり、工事請負費及びその他の経費であります。同じく二重丸、ふるさと名物を活用した観光振興事業に要する経費1,194万4,000円は、官民協働で砂川の魅力再発見や地域の課題分析を行い、砂川の観光コンセプトを策定するほか、効果的なプロモーションを実施し、重要な観光資源であるすながわスイーツのブランド力向上を図るとともに、インバウンドを含めた観光客の受け入れ体制の整備や新商品の開発などを総合的に推進する事業を行うものであり、講師謝礼、観光マッ

プ、ポスターの印刷製本費、旅行雑誌への広告料、備品購入費、インバウンド受け入れ協議会への補助金、なかそらち観光連携会議負担金ほか、その他の経費であります。同じく二重丸、オートスポーツランド改善事業に要する経費957万6,000円は、オートスポーツランドの環境整備のため、不用物品等の処分やガードレールなどの改修を行う経費であります。

次に、36ページになります。8款土木費は12億3,672万4,000円で、前年度と比較して1,929万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては、護岸改修事業費1,990万円の減、旧オアシスゴルフ場原状回復工事費1,900万円の減、北光団地用地確定測量業務委託料2,721万6,000円の減、改良住宅の長寿命化改善工事などの工事費5,027万1,000円の減、道路橋梁の修繕工事費1,883万5,000円の増、除排雪等委託料1,620万6,000円の増、市営住宅の長寿命化改善工事、北光団地公園環境整備工事などの工事費5,964万5,000円の増によるものであります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で自由通路エレベーター耐震改修等工事は、建築基準法の改正に伴い必要な耐震改修等の安全対策を行うものであります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費1億673万2,000円は、1路線の舗装補修、1路線の排水修繕工事、1橋の橋梁の長寿命化修繕に係る工事費、1橋の橋梁の修繕工事に向けた調査委託料、70橋の橋梁点検委託料であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費3億5,169万6,000円は、記載のとおり改良舗装工事10路線、舗装工事2路線に係る工事費、委託料に加え、来年度以降に工事を行う3路線の委託料及び街路灯設置工事として車両通行の安全を確保するため交差点などにLEDの街路灯11灯を設置する工事費であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費550万円は、融雪及び大雨による増水によって護岸が崩れた南5号川の護岸改修工事費であります。

1目都市計画総務費の一つ丸、都市計画事務に要する経費で都市計画公園区域変更委託料545万1,000円は、日の出運動公園及び北光公園の都市公園の区域変更を行うための委託料であります。同じく二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費6万円は、高齢者、障害者などを初めとする市民が安全かつ快適に移動できるように、JR砂川駅の跨線橋のバリアフリー化や上りプラットホームの待合環境改善に向け、引き続きJRと協議するための旅費であります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で工事請負費1,401万7,000円は、公園長寿命化計画に基づき、安全、安心な公園を保つため、日の出公園、南風公園の遊具塗装、すみれ公園の遊具修繕、北光公園のステージの修繕など公園施設長寿命化工事を行い、また北光公園の水面に大量の水草が繁茂していることから、水草の除去工事を行うものであります。同じく二重丸、砂川緑地の復旧に要する経費2,000万円

は、オアシスゴルフ場の閉鎖に伴い占有している河川緑地を国へ返地するため、占有施設を撤去し、原形復旧を行うもので、事業は平成27年度から29年度の3カ年で行う予定でありましたが、期間を延長して平成31年度までの5カ年で行うものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で工事請負費1億1,179万2,000円は、長寿命化を図る寺町団地外壁改善工事、住みかえに伴う空き住棟の解体を行う宮川、豊栄団地解体工事、団地内公園の再整備を図る北光団地公園環境整備工事を行うものであります。備品購入費19万5,000円は、団地内の公園緑地帯の草刈りを行う自治会等に対し草刈り機等を貸し出しているところであり、石山団地自治会に貸与する芝刈り機を追加するための経費であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で宮川中央団地公園環境整備実施設計委託料395万3,000円は、集会所南側広場の整備のため実施設計を行うものであります。工事請負費4,678万9,000円は、老朽化により破損等が見られる非常用照明を順次LED灯に改修する非常用照明LED化工事及び長寿命化を図る宮川中央団地排水管改修工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費4,780万円は、砂川市住生活基本計画に基づき、安心、安全に暮らせる住環境づくり、地元企業の支援、まちなか居住の推進を目的とする高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、永く住まいる住宅改修補助金、まちなか住まいる等住宅促進補助金、管理不全な空き家の予防を目的とする老朽住宅除却費補助金、地球温暖化防止の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、空家等対策推進会議に要する経費4万1,000円は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の変更、特定空き家等に係る措置などに関する協議を行う空家等対策推進会議を設置するための経費であります。同じく二重丸、移住定住促進住宅の管理に要する経費42万3,000円は、平成28年度に市内企業に勤務する市外居住者に対し、砂川への移住を促進するための公的賃貸住宅を整備したことから、その管理を行うための経費であります。

次に、37ページ、9款消防費は3億9,371万2,000円で、前年度と比較して1,966万4,000円の減となりますが、主な要因につきましては、防災備蓄倉庫建設事業費4,470万円の減、備品購入費1,172万7,000円の増によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費でハザードマップ作成費92万9,000円は、平成27年度に水防法が改正され、洪水浸水想定区域が想定最大規模の降雨によるものへと見直されたことにより、平成24年度に作成したハザードマップの改変が必要となったことから、全面修正の新たなハザードマップを作成するものであります。備蓄品購入費101万3,000円は、災害が発生してから本格的な救援活動が始まるまでの間、緊急的かつ応急的に必要となる物資を市民に供給することによる初期段階での適切な災害対策を行う必要があることから、非常用備蓄食料品の更新、各避難所へ設置する簡易

トイレを購入し、備蓄を行うものであります。また、備品購入費1,071万4,000円は、大雨による石狩川の水位上昇に伴い、樋門を閉鎖した際の内水氾濫被害の軽減を図るため、排水用水中ポンプ及び発電機を購入するものであります。

10款教育費は10億8,663万9,000円で、前年度と比較して4億1,782万4,000円の増となりますが、主な要因につきましては、小中学校の備品購入費4,963万1,000円の増、市営野球場改修事業費4億9,800万円の増、幼稚園就園奨励補助金1,632万9,000円の減、小中学校の改修工事4,433万2,000円の減、海洋センター体育館改修工事費7,628万円の減によるものであります。

2目事務局費、二重丸、砂川高校の支援に要する経費699万5,000円は、砂川高校の教育活動の効果を上げ、教育を活性化し、砂川高校の魅力を高めることで砂川高校への進学希望者の増加を促し間口確保につなげる対策として、砂川高校に在学している生徒に対する各種支援を拡充して実施するものであります。同じく二重丸、児童生徒指導、教育相談に要する経費189万1,000円は、いじめや不登校等の問題行動の背景には家庭環境が大きく影響していることが多く、学校だけでの対応は困難であることから、教育と福祉の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動のある児童生徒への対応に当たるものであります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で工事請負費3,055万6,000円は、老朽化が進んでいる砂川小学校、空知太小学校の遊具設置工事、雨漏りが発生している砂川小学校体育館の屋根改修工事、電気設備点検により改修が必要とされた中央小学校の高圧ケーブル改修工事、雑音や音声途切れるなどふぐあいのある砂川小学校の電話システム改修工事を行うもので、備品購入費3,342万2,000円は、平成21年度に導入した教職員が使用する校務用パソコンを更新する経費及びパソコン教室に配置されている教育用パソコンをより効果的に活用するために、新たにタブレット端末を購入する経費であります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費586万4,000円は、北光小学校第4、第5学年の児童数が合わせて16人以下であり、本来であれば複式学級になるが、児童の負担等を考慮し、市独自で単式学級を維持していくために、引き続き市の負担により教員を任用する経費であります。同じく一つ丸、学力向上対策に要する経費で放課後学習サポート委託料230万円は、児童の学力向上のため民間学習塾の講師を公民館に招き、小学校4年生から6年生までの児童を週1回を基本に放課後に国語と算数の学習支援を行い、学力の基礎、基本の定着及び家庭学習の習慣化を図るものであります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料107万6,000円は、児童のけが防止と床の延命化を図るため砂川中学校の体育館、廊下について実施する委託料であります。工事請負費2,569万5,000円は、石山中学校の技術室の電源容量が不足していることから、主幹ブレーカーの取り付け及び配線工

事を行う経費、老朽化が進む石山中学校校舎の屋根、外壁改修工事を行うものであります。備品購入費1,835万6,000円は、平成21年度に導入した教職員が使用する校務用パソコンを更新する経費及びパソコン教室に配置されている教育用パソコンをより効果的に活用するために新たにタブレット端末を購入する経費であります。

2目中学校教育振興費の一つ丸、保健衛生に要する経費で消耗品費2万4,000円は、生徒の虫歯予防対策として中学1年生にフッ化物洗口を実施する経費であります。

1目社会教育費の一つ丸、芸術文化事業に要する経費で砂川市文化協会創立50周年事業補助金50万円は、砂川市文化協会が創立50周年を迎えることから、記念行事や記念誌の発行等に要する経費の一部を補助する経費であります。地域の文化・芸術活動事業補助金120万円は、文化芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進を図るため、NPO法人ゆうが実施する市民参加型音楽劇創作プログラム事業に対し補助するものであります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で備品購入費32万4,000円は、再生時にふぐあいが発生しているCDプレーヤー4台を更新するものであります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で放送設備改修工事費218万1,000円は、大会議室の放送設備が安定して利用できない状況にあり、設備を更新する経費であります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費で備品購入費124万5,000円は、市内小学校4校の学校プール開放事業における安全確保のため、各プール施設にAEDを配置するため新たに4台を購入する経費であります。同じく一つ丸、海洋スポーツの振興に要する経費で備品購入費56万3,000円は、艇庫開放事業における安全確保のため、艇庫にAEDを配置するため新たに1台の購入及び故障が発生し、修理できない船外機を更新するための経費であります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で備品購入費45万2,000円は、バレーボール競技用支柱について老朽化によりネットの張りや高さの調整にふぐあいが生じていることから、支柱及び衝突保護用カバーを更新するための経費であります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で備品購入費6万1,000円は、故障が発生し、修理できない刈り払い機1台を更新するものであります。同じく一つ丸、弓道場の管理に要する経費で備品購入費30万1,000円は、冬期間における射場と的場の通路の除雪について現在まで手作業で行っていましたが、弓道連盟からの要請もあり、除雪機を配置するため小型除雪機の購入経費であります。同じく二重丸、市営野球場改修事業費で4億9,800万円は、市営野球場の各設備について老朽化によりふぐあいが生じていることから大規模改修工事を実施する経費であり、球場のフィールド部分を中堅12.2メートル、両翼98メートルに拡張し、グラウンドの排水性の確保、芝の張りかえ、スコアボードの全面改修、ダックアウト改修、駐車場整備及び用地買収などを実施するもの

であります。同じく一つ丸、陸上競技場の管理に要する経費で走路等改修工事費712万8,000円は、100メートル競技用に常設されているプラスチック製ラインの破断のほか、走路、踏み切り板などにも経年劣化によるふぐあいが生じていることから、安全性確保のため走路等改修整備を行うものであります。また、備品購入費6万1,000円は、故障が発生し、修理できない刈り払い機1台を更新するものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で給食パン運搬委託料66万9,000円は、市内の事業者から学校給食のパンを調達することができなくなることから、平成29年度より美唄市の事業者へ委託するに当たり、砂川、美唄間の運搬費を負担するものであります。また、備品購入費2,816万9,000円は、部品の摩耗が激しい食器洗浄機を更新するほか、経年劣化による摩耗が激しいトレーやトレー箱を更新するためのものであります。

次に、38ページ、11款公債費は12億291万7,000円で、前年度と比較して2,750万3,000円の減となります。

12款諸支出金は31億8,298万8,000円で、前年度と比較して1億1,576万円の増となります。

増減については記載のとおりであります。3目病院会計繰出金は8,859万6,000円の増となります。地方交付税算定における病院事業債の償還の増、過疎対策事業債の償還の増などによる普通交付税分の増、基礎年金拠出金分の増などによる特別交付税分の増が主な要因であります。

13款職員費は14億2,841万9,000円で、前年度と比較して26万6,000円の増となります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただき30ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は20億1,099万4,000円で、前年度と比較して1,043万7,000円の増となります。主な要因につきましては、個人市民税321万円の増、法人市民税で360万5,000円の増、固定資産税で償却資産の新規投資の増などにより922万8,000円の増、市たばこ税で337万7,000万円の減であります。

6款地方消費税交付金は3億5,156万5,000円で、前年度と比較して7,025万円の減となります。主な要因につきましては、平成28年度消費税の推移などを勘案したことによるものであります。

次に、31ページ、10款地方交付税は46億1,600万円で、前年度と比較して800万円の減となります。地方財政対策では地方交付税は前年度比3,700億円の減額が示されたところであり、普通交付税は昨年実績をもとに国で示された推計伸び率を用い算定し、これに起債償還分を加えた結果、基準財政需要額は2,565万7,000円

の減となり、基準財政収入額でも1,765万7,000円の減を見込みましたので、差し引き800万円の減としたところであります。

次に、32ページ、14款国庫支出金は11億1,069万3,000円で、前年度と比較して6,398万7,000円の減となります。

1目民生費国庫負担金で身体障害者福祉費697万1,000円の減は自立支援医療費及び自立支援給付費の減によるものであり、児童福祉費1,511万3,000円の増は子どものための教育・保育給付費の増によるものであり、生活保護費1,176万4,000円の減は医療扶助費等の減が主なものであります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費791万9,000円の増は、団地公園環境整備事業の増が主なものであります。

2目教育費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費2,238万2,000円の減は、海洋センター体育館改修事業の減が主なものであります。

3目民生費国庫補助金で社会福祉総務費3,715万6,000円の減は、臨時福祉給付金支給事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費の減が主なものであります。

15款道支出金は5億171万5,000円で、前年度と比較して1,887万6,000円の減となります。

1目民生費道負担金で児童福祉費1,805万9,000円の増は、子どものための教育・保育給付費の増によるものであります。

3目農林費道補助金で農業基盤奨励費1,615万円の減は、農業基盤整備促進事業費の減によるものであります。

1目総務費道委託金は、参議院議員選挙費1,142万2,000円の減によるものであります。

18款繰入金は3億9,032万5,000円で、前年度と比較して2億89万2,000円の増となりますが、主な要因につきましては、財政調整基金繰入金8,333万6,000円の増、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金1億2,549万7,000円の増であります。

次に、33ページ、20款諸収入は9億5,926万2,000円で、前年度と比較して1億1,385万5,000円の増となりますが、主な要因につきましては、スポーツ振興くじ助成金1億400万円の増によるものであります。

21款市債は14億7,840万円で、前年度と比較して5億3,240万円の増となりますが、主な要因につきましては、1目土木債で公共事業等債510万円の増、2目過疎対策事業債で市営野球場整備事業債3億7,990万円の増、介護福祉施設整備事業債2億円の増、給食センター整備事業債2,610万円の増であり、全国防災事業債で4,470万円の減、教育債で3,540万円の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の224ページ以降には給与費明細書、継続費に関する

る調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。35ページにございます6款農林費の袋地沼ゲート整備修繕工事140万4,000円のところを110万4,000円と申し上げました。訂正しておわび申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時59分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第8号、議案第10号、議案第11号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の239ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億6,484万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。274ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比943万3,000円の増は、主に一般管理事務に要する経費のうち、アンダーラインを付しております電算システム改修委託料1,339万9,000円によるもので、平成30年度から始まる国民健康保険の都道府県化に対応するためシステムを改修するものであります。

280ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比2,174万3,000円の減、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比592万円の増、3目一般被保険者療養費で対前年比51万5,000円の減、4目退職被保険者等療養費で対前年比1万円の増、282ページをお開き願います、2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比2,279万4,000円の増及び2目退職被保険者等高額療養費で対前年比219万9,000円の増は、それぞれ平成28年度の決算見込みと同額

程度を見込み、さらに退職者医療制度の廃止に伴い、漸次退職被保険者が一般被保険者に移行することを考慮したものであります。

284ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比1,556万2,000円の減は、主に加入者の減によるものであります。

290ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比692万9,000円の減は、第2号被保険者の減及び1人当たりの負担額の減によるものであります。

292ページをお開き願います。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で対前年比139万2,000円の減は、砂川市が全道に占める対象医療費に係る拠出率の低下によるものであります。

3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で、049万6,000円の減は、全道の対象医療費見込み額の減と砂川市の拠出率の低下によるものであります。

294ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比58万4,000円の増は、主に特定健康診査に要する経費の増によるものであり、アンダーラインを付しておりますはがき作成委託料40万5,000円は、未受診者に対する勧奨用はがきの作成委託に係る経費であります。

304ページをお開き願います。12款前年度繰上充用金1億4,976万4,000円につきましては、平成28年度の収支不足を補うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては245ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億6,911万1,000円で、対前年比625万7,000円の減であり、主に被保険者数の減少による均等割、平等割の減によるものであります。

2款国庫支出金は5億7,848万4,000円で、対前年比1億606万8,000円の減であり、主に療養給付費等負担金及び財政調整交付金の減によるものであります。

3款療養給付費等交付金は6,812万円で、対前年比1,642万3,000円の減であり、退職被保険者数の減少等に伴う医療費の減によるものであります。

4款前期高齢者交付金は8億9,860万円で、対前年比2億5,220万円の増であり、主に平成27年度の精算、過誤調整によるものであります。

5款道支出金は1億2,363万4,000円で、対前年比3,663万6,000円の減であります。

7款共同事業交付金は6億4,070万円で、対前年比1,060万円の減であり、主に対象医療費の減によるものであります。

8款繰入金は1億9,960万9,000円で、対前年比251万8,000円の減であり、主に国の財政支援措置を含めた一般会計繰入金の減によるものであります。

10款諸収入は8,658万5,000円で、対前年比3,379万4,000円の減

であり、主に収支不足を補填する雑入の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の308ページから315ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の361ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,068万2,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。388ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比273万円の増は、アンダーラインを付しております電算システム改修委託料329万9,000円が主なものであり、介護保険法施行令の改正により保険料段階等の判定に適用される所得指標の見直しに伴うシステム改修に要する経費であります。同じくアンダーラインを付しておりますプログラム変更委託料27万円は、総合行政情報システムの端末の更新に伴い、当該システムを運用する各端末に必要なプログラムをセットアップするための経費であります。同じく一般管理費の二重丸、事業計画策定に要する経費118万5,000円は、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画年度とする第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に要する経費であります。

392ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比4,988万円の増は、地域密着型サービスからサービス種別を変更した事業所があったことなどによるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比1,827万8,000円の減は、先ほどご説明いたしましたサービス種別の変更による減及び小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設による増が主なものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比1,619万1,000円の減は、介護療養型医療施設の利用者の減少が主なものであります。

394ページをお開き願います。2項1目介護予防サービス給付費で対前年比2,583万6,000円の減は、訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行が主なものであります。

398ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で対前年比2,430万円の減は、昨年8月の制度改正に伴い施設居住費及び食費の負担軽減の判定基準が

見直されたことによるものであります。

404ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費で対前年比1,693万3,000円の増は、介護予防サービスのうち訪問介護及び通所介護が訪問型、通所型サービスへ移行したことが主なものであります。

406ページをお開き願います。2項1目一般介護予防事業費のうち、アンダーラインを付しておりますいきいき運動推進員活動謝礼20万2,000円は、これまでいきいき運動推進員は地域のサロン活動などに対して無償ボランティアとして活動してまいりましたが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により活動機会の増加が見込まれることから、円滑に事業を展開するため費用弁償相当分を支給するものであります。

410ページをお開き願います。6項1目権利擁護人材育成事業費で二重丸、権利擁護人材育成事業に要する経費90万円は、成年後見制度の利用の促進に関する法律が昨年5月に施行され、権利擁護に係る自治体の責務がより明確にされたことから、本市においても平成29年度に成年後見の相談から支援まで一体的に行う拠点として成年後見支援センターを開設するものであり、財源は全額道補助金で対応するものであります。なお、当該センターの運営に当たりましては、これまで本市の高齢者等に係る権利擁護支援の重要な担い手としてその役割を果たしている砂川市社会福祉協議会に委託する予定であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては367ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億1,818万4,000円で、対前年比181万6,000円の増であり、所得階層上位の被保険者数の増によるものであります。

2款分担金及び負担金は149万3,000円で、対前年比3万6,000円の増であり、紙おむつ利用件数の増によるものであります。

3款国庫支出金は4億5,725万3,000円で、対前年比375万9,000円の減、4款支払基金交付金は4億9,841万9,000円で、対前年比393万6,000円の減、5款道支出金は2億8,137万3,000円で、対前年比314万9,000円の減、7款繰入金は2億9,344万7,000円で、対前年比120万8,000円の減、これらはいずれも保険給付費の減に伴う負担ルール分の減が主なものであります。

6款財産収入50万4,000円は、基金運用利息であります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の416ページ及び417ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の419ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,540万8,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。436ページをお開き願

ます。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比45万1,000円の減は、主に平成28年度に実施しました番号制度システム整備委託料120万円の皆減及びアンダーラインを付しております電算システム改修委託料71万4,000円の皆増によるものであり、法改正に伴うシステム改修及び総合行政情報システム端末の更新に伴い、当該システムを運用する各端末に必要なプログラムをセットアップするための経費であります。

438ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比2,259万1,000円の増は、主に療養給付費分負担金の増によるものであります。

440ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比20万5,000円の増は、主に後期高齢者健康診査委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては423ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億839万8,000円で、対前年比669万6,000円の増であり、主に均等割対象人数の増によるものであります。

3款繰入金は3億7,374万9,000円で、対前年比1,550万9,000円の増であり、一般会計繰入金のうち、主に療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5款諸収入は325万9,000円で、対前年比14万円の増は、健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の317ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,052万7,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であります。320ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額の合計を1億7,940万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めるものであります。

それでは、主な内容につきましてご説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げますので、338ページをお開きいただきたいと存じます。前年の予算との比較でご説明申し上げます。1款下水道費、1項1目一般管理費5,598万1,000円は358万8,000円の増であり、一つ丸、一般管理事務に要する経費で企業会計移行業務委託料223万9,000円の増、消費税143万4,000円の増が主なものであります。

次に、2目維持管理費1億1,401万4,000円は1,002万2,000円の増

であり、一つ丸、下水道管渠の維持管理に要する経費で公共下水道老朽管渠調査を科目移行して一括して実施することなどによる管渠修繕清掃等業務委託料130万8,000円の増、中空知広域水道企業団の電算システム改修などによる下水道使用料算定等事務委託負担金195万4,000円の増、下水道処理施設の消化槽の更新工事に伴う維持管理費の増などによる石狩川流域下水道組合負担金646万1,000円の増が主なものであります。

340ページをお開き願います。3目水洗化促進費200万2,000円は、前年度と同額であります。

342ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費9,571万8,000円は591万7,000円の増であり、二重丸、公共下水道整備事業費で工事請負費2,400万円の増、委託料1,790万円の減が主なものであります。平成29年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり、交付金事業としてペンケ川1号幹線管渠改築工事、公共下水道管路改築実施設計ほか1件の業務委託を予定しております。

344ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費1,608万5,000円は407万5,000円の増であり、一つ丸、流域下水道整備事業費で北海道が実施する流域下水道施設の更新工事費の増などによる流域下水道整備工事負担金391万8,000円の増が主なものであります。

346ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費2,464万3,000円は7万9,000円の減であり、二重丸、整備事業に要する経費で合併処理浄化槽設置工事費17万円の減が主なものであります。

348ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金4億3,318万5,000円は46万4,000円の減であり、一つ丸、下水道地方債償還元金で過去に借り入れた起債の償還終了などによる63万7,000円の減、一つ丸、個別排水処理地方債償還元金で未償還額が増加していることによる17万3,000円の増が主なものであります。

次に、2目利子6,884万9,000円は946万8,000円の減であり、一つ丸、下水道地方債償還利子で934万3,000円の減、一つ丸、個別排水処理地方債償還利子で12万5,000円の減は、過去に借り入れた起債の償還終了などによるものであります。

350ページをお開き願います。4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金5万円は2万9,000円の減であり、一つ丸、過年度過誤納還付金で改築工事により発生した撤去鋼材等の売却収入に伴う社会資本整備総合交付金返還金の減によるものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては321ページの総括でご説明申し上げます。1款分担金及び負担金178万1,000円は26万2,000円の増であり、下水道受益者負担金の現年賦課分の増が主なものであります。

2款使用料及び手数料3億7,770万円は248万7,000円の減であり、污水排

水量の減少による下水道使用料の現年度分の減が主なものであります。

3 款国庫支出金 3, 790 万円は 1, 395 万円の増であり、社会資本整備総合交付金事業費の増によるものであります。

4 款繰入金 2 億 940 万 7, 000 円は 1, 558 万 4, 000 円の増であり、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計から繰り入れるもので、歳入で下水道資本費平準化債の減、歳出で石狩川流域下水道組合負担金の増、公共下水道整備事業費の委託料の減などによる下水道事業分の管理運営費の増が主なものであります。

5 款繰越金 1, 000 円は、前年度と同額であります。

6 款諸収入 433 万 8, 000 円は 34 万 7, 000 円の減であり、水洗便所改造資金貸付金元利収入の個別排水処理分の減が主なものであります。

7 款市債 1 億 7, 940 万円は 1, 340 万円の減であり、元金償還の減による下水道資本費平準化債の減、公共下水道整備事業費の増による公共下水道整備事業債、過疎対策事業債の増が主なものであります。

以上が歳入であります。

なお、352 ページ以降には給与費明細書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第 12 号 平成 29 年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。第 2 条は、業務の予定量であり、(1) 病床数は 498 床、(2) 年間患者数は入院を 13 万 9, 388 人、外来を 26 万 974 人とし、(3) 1 日平均患者数は入院を 382 人、外来を 1, 074 人と予定したところであります。(4) 主要な建設改良事業は、1、医療機械器具整備事業、2、医師住宅整備事業であります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は 124 億 7, 974 万 6, 000 円、病院事業費用は 137 億 6, 116 万 8, 000 円と定めるものであります。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。第 4 条は、資本的収入及び支出であり、資本的収入は 11 億 1, 507 万 9, 000 円、資本的支出は 15 億 5, 873 万 7, 000 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 4, 365 万 8, 000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第 5 条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について平成 29 年度から平成 30 年度までの期間で限度額を 1 億 4, 742 万円と定めるものであります。これは、現在使用している超電導磁気共鳴診断装置 2 台のうち 1 台は平成 16 年に購入し、旧病院から継続使用しておりますが、経年により平成 29 年度末をもって交換部品の供給が終了するた

め、平成30年度の早い時期に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本装置は発注から納品、安定稼働まで4カ月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を5億7,620万円、医師住宅整備事業の起債限度額は7,910万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、(1)職員給与費74億7,503万7,000円、(2)交際費300万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分、取得する資産として、建物として医師用住宅3戸、機械備品として3次元ビーム解析装置及び医療情報システム並びに超電導磁気共鳴診断装置を取得するものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は、前年度より2億7,845万4,000円増の112億4,998万6,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目入院収益は前年度より1億5,313万5,000円増の78億9,039万4,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より17円増の5万6,607円、2目外来収益は前年度より1億2,166万8,000円増の31億559万4,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より323円増の1万1,900円、3目その他医業収益は前年度より365万1,000円増の2億5,399万8,000円を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より2,419万4,000円増の11億2,818万1,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、2目補助金は前年度より386万6,000円減の4,649万8,000円、6ページをお開きいただきたいと存じます。3目負担金交付金は国の交付税算定に基づいた市からの繰入金であり、前年度より3,726万1,000円増の9億24万5,000円、6目その他医業外収益は前年度より621万7,000円減の1億900万2,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より525万8,000円増の8,506万5,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より84万2,000円減の1,621万3,000円を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は、前年度と同額の30万1,

000円を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用は前年度より1億3,263万1,000円増の134億8,481万9,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目給与費は職員数の増加に伴い、前年度より3億7,349万5,000円増の73億8,431万9,000円を予定したところであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費は、前年度より741万4,000円増の31億309万円。

3目経費は、光熱水費や修繕費の減額などに伴い、前年度より940万8,000円減の18億3,990万7,000円を予定したところであります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。4目減価償却費は、平成23年度に購入した医療機器の一部が減価償却を終了したことから、前年度より2億7,218万9,000円減の10億1,879万1,000円。

5目資産減耗費は、機器を除却する予定のことから、前年度より2,682万3,000円増の2,874万8,000円。

6目研究研修費は、前年度より649万6,000円増の1億996万4,000円を予定したところであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は、前年度より1,004万円減の1億1,504万2,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の減に伴い、前年度より1,008万7,000円減の9,927万円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、前年度より414万9,000円増の1億1,678万2,000円を予定したところであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は、委託料の増加に伴い、前年度より7万7,000円増の3,147万5,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては、修学資金返還免除費の計上に伴い、前年度より841万5,000円増の1,305万円を予定したところであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は、医療機械器具及び医師住宅整備事業に係る借り入れ予定額であり、前年度より4億3,890万円増の6億5,530万円を予定したところであります。

3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰り入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、前年度より4,547万2,000円増の4億5,111万円を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目資産購入費において医療情報システムの更新などを行うことから、前年度より3億5,783万1,000円増の5億8,271万3,000円。

2目住宅改築費において医師住宅3戸の整備を行うことから、7,917万8,000円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において平成23年度に借り入れた南館改修、増築工事費の償還などにより、前年度より9,174万5,000円増の8億6,012万6,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うものであり、前年度より432万円増の3,672万円を予定したところであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○副議長 水島美喜子君 お諮りします。

3月10日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月10日は休会することに決定しました。

◎散会宣告

○副議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時37分